

1 一般社団法人北海道建築士事務所協会定款

平成25年 1月 4日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人北海道建築士事務所協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、北海道の地域において、建築士法（昭和25年法律第202号）第27条の2に基づく団体（以下「法定団体」という。）として、建築士事務所の業務の適正な運営と健全な発展及び建築士事務所の開設者に設計等を委託する建築主の利益の保護を図り、もって建築文化の向上と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(規律)

第4条 本会は、法定団体としての理念に基づき、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持向上に努めるものとする。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 建築士法に基づく、建築士事務所の業務に係る契約内容の適正化、その他建築主の利益の保護を図るために必要な建築士事務所の開設者に対して行う指導、勧告その他の業務
- (2) 建築士法に基づく、建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者からの苦情の解決に関する業務
- (3) 建築士法に基づく、建築士事務所の開設者に対する建築士事務所の業務の運営に関する研修及び建築士事務所に所属する建築士に対する設計等の業務に関する研修業務
- (4) 建築士法に基づき、北海道知事から指定を受けて行う建築士事務所の登録及び閲覧事務
- (5) 建築士法に基づく、登録講習機関からの受託業務
- (6) 建築設計及び工事監理等業務を通じた地域社会に貢献する事業
- (7) 事故又は災害を防止し、人命及び財産の安全を確保することを目的とした官公庁等からの受託業務
- (8) 官公庁への建議及び内外の関係諸団体との交流
- (9) 建築士事務所の業務の適正な運営及び建築士事務所に設計等を委託する建築主の利益保護に関する調査研究及び広報業務
- (10) 前各号の事業に関する図書並びに印刷物等の刊行及び頒布
- (11) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(本会の構成員)

第6条 本会は、次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 建築士法に基づき北海道知事又は北海道知事から指定を受けた指定事務所登録機関の登録を受けた建築士事務所の開設者
 - (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、開設者がその建築士事務所に所属する者の中から正会員の権利及び義務について委任した者は、正会員とみなす。

(会員資格の取得)

第7条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

- 2 前項に規定する入会申込みがあったときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。

(経費の負担)

第8条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

(退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 正会員は、前項の規定にかかわらず、第10条各号の一又は第11条の規定に該当するおそれがある場合は、理事会の承認を受けなければ退会できない。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(懲戒)

第11条 会員が、理事会が別に定める懲戒規程の懲戒事由に該当する行為をしたときは、理事会の決議により懲戒することができる。

(会員資格の喪失)

第12条 前3条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡又は解散したとき。
- (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の帰属
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として、毎年度3月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち総会において選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員設置)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 28名以上34名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、7名を副会長、19名を支部長とすることができる。
- 3 会長、副会長、支部長以外の理事のうち常勤の理事として専務理事を1名置くことができる。
- 4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、前項の専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、支部長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 支部長は、支部の会務を掌理する。
- 5 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。
- 6 会長及び専務理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(設置及び構成)

第28条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、支部長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長とし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長とする。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した監事のうち理事会において選出された議事録署名人1名は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 本会が解散により清算するとき有する残余財産は、総会の決議により、国又は地方公共団体に贈与するものとする。

2 本会は、剰余金の分配は行わないものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第40条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから会長が選任し、理事会の承認を受けるものとする。

3 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

4 補欠として選任された委員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 委員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する。

6 委員会の種類、任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 支部

(支部)

第41条 本会は、理事会の決議により、区域を定めて支部を置くことができる。

2 前項の区域内に建築士事務所を有する会員は、その支部に所属する。

3 支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認によって、会長が定める。

(支部事業)

第42条 支部は、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

(副支部長)

第43条 支部に副支部長5名以内を置く。

2 副支部長は、別に定める支部総会の決議によって、選任する。

3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長が欠けたとき又は支部長に事故あるときは、その職務を代行する。

(報告)

第44条 支部長は、次の各号に掲げる事項を会長に報告しなければならない。

- (1) 支部役員及び構成員名簿
- (2) 支部の事業報告及び収支決算
- (3) 支部の事業計画及び予算
- (4) 前各号の他会長が必要と認める事項

第11章 事務局

(設置等)

第45条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置き、会長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認によって、会長が定める。

第12章 顧問等

(顧問等の設置)

第46条 本会に、任意の機関として、顧問及び相談役をそれぞれ7名以内置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第14章 補則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行に必要な事項は、理事会の承認によって、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号、以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日（平成25年1月4日）から施行する。
- 2 本会の最初の会長は、西村武とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

2 一般社団法人北海道建築士事務所協会規則

	昭和59年 6月27日
改正	昭和61年 4月 1日
〃	昭和63年 6月17日
〃	平成 8年 2月27日
〃	平成12年 2月27日
〃	平成13年 3月 9日
〃	平成13年12月26日
〃	平成16年 3月12日
〃	平成17年12月16日
〃	平成20年 3月13日
〃	平成20年12月12日
〃	平成21年12月11日
〃	平成22年 3月12日
〃	平成23年12月 9日
〃	平成24年 3月16日
〃	平成24年 9月27日

第1章 会員及び会費

(入会)

第1条 入会申込書は、第1号様式による。

2 入会申込書を受けた支部長は、速やかに入会申込書の写しを添えて会長に報告しなければならない。

3 会員及び賛助会員に、それぞれ第2号様式、第3号様式による会員章を交付しなければならない。

4 前項に規定する会員章は、支部長が交付する。

(退会)

第2条 退会届は、第4号様式による。

(懲戒)

第3条 支部長は、第5号様式により正会員証明書の発行申請があったときは、第6号様式により正会員証明書を発行する。

(権利の停止及びみなし退会)

第4条 定款第8条に定める会費の納入を督促し、なお納入されなかった場合、納入されなかった年度の翌年度に会費が納入されるまでの間は会員としての権利を停止することができる。なお、権利を停止する場合にあっては、当該会員にその旨通知しなければならない。

2 前項の通知の日が属する年度内に会費の納入がない場合は、その年度において退会したものとみなす。

3 第1項の通知は、支部長からの報告に基づき会長が行う。

(入会金及び会費)

第5条 定款第8条に規定する入会金及び会費の額等は、別表第1による。ただし、前年度に「管理建築士講習」を受講した会員の会費の額は、別表第5による。

2 財団法人建築技術教育普及センターの実施機関として一般社団法人北海道建築士事務所協会が実施する「建築士定期講習」を前年度に受講した会員の会費の額は、受講した建築士一人当たり2,000円を減じた額とする。ただし、建築士は、建築士法施行規則第19条第2号に基づく「所属建築士名簿」に記載されている者に限る。

第2章 会議

(会議の種類)

第6条 会議は、定款第13条及び第28条の規定による会議のほか、次の会議とする。

- (1) 会長・副会長会議
- (2) 支部事務局長会議
- (3) 前各号のほか業務運営及び事業実施のため必要な会議

(会議の構成及び開催等)

第7条 前条の会議は、次の各項の定めるところにより開催し、会長が召集する。

2 会長・副会長会議は、会長及び副会長で構成し、毎年3回の定例会のほか必要に応じ臨時会を開催するものとし、次の事項について審議する。

- (1) 理事会に附議すべき事項
- (2) 理事会の議決を要しない会務の執行に関する重要事項
- (3) その他会長が必要と認める事項

3 支部事務局長会議は、各支部の事務局長で構成し、毎年1回のほか必要に応じ臨時会を開催するものとし、次の事項を審議する。

- (1) 本部及び支部の事業に関する事項
- (2) 本部及び支部の収支経理に関する事項
- (3) その他会長が必要と認める事項

4 前各項の会議には、必要に応じ構成員以外の者を出席させることができる。

第3章 委員会

(委員会の種類及び業務)

第8条 定款第40条に規定する委員会は、次のとおりとし、担当業務は別表第2とする。

- (1) 総務委員会
- (2) 業務・技術委員会
- (3) 広報委員会
- (4) 教育・情報委員会
- (5) 指導委員会
- (6) 倫理委員会
- (7) IT委員会

2 委員長は、会長に諮り担当業務に関わる特定業務を専掌する専門委員会等を設けることができる。

(委員会の構成)

第9条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 1名(理事とする。)
- (2) 副委員長 2名以内
- (3) 委員 5名以内(必要あるときは、5名以上委嘱することができる。)

2 各委員会の構成委員(委員長、副委員長を含む。)は、前項第3号の括弧書きを除き、原則として別表第3によるものとする。

(委員の職務)

第10条 委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 会長の承認を得て委員会を開催し、会議の運営に当たる。
- (2) 副委員長 委員長事故あるときは、委員長の職務を代行する。

(委員等の旅費)

第11条 委員会に出席した委員には、役員等旅費規程を適用する。

2 委員以外の会員及び会員以外の者が委員会に出席したときの旅費は、委員長と協議して会長が定める。

第4章 支部

(名称及び所管区域)

第12条 支部の名称及び所管区域は、別表第4による。

(総会、理事会)

第13条 総会及び理事会は、定款第4章及び第6章に準拠して開催するものとする。

2 前項の準拠規定において、定款第4章及び第6章の各条文中「定款」及び「会長」を「支部規約」及び「支部長」にそれぞれ読み替える。

(役員)

第14条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(委員会の設置)

第15条 支部に会務運営並びに事業遂行のため、必要な委員会を設置する。

2 委員会の設置又は廃止は、理事会で決める。

3 第1項の委員会の種類及び担当業務は、第8条の規定に準拠するものとし、これにより難しいときは、支部の実情に応じ原則として2以上の委員会を設ける。

(事務局)

第16条 支部に定款第45条に準拠して事務局を置く。

(報告)

第17条 定款第44条第4号に規定する会長が必要と認める事項は、次のものとする。

- (1) 事務局の所在地
- (2) 事務局長及び事務局職員氏名

(本部会費の納入)

第18条 第5条に規定する本部会費は、会員が支部に納入した翌月に本部に納付する。過年度収入についても同様に扱うこととする。

(支部規約の設定)

第19条 定款及びこの規則に定めるもののほか必要な事項は、支部総会又は理事会の議決を得て支部長が定める。

(会計年度)

第20条 支部の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終る。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成23年8月4日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、一般社団法人の設立の登記の日（平成25年1月4日）から施行する。

第1号様式

一般社団法人北海道建築士事務所協会 入会申込書

一般社団法人北海道建築士事務所協会 会長 様

本協会の趣旨に賛同し、入会金、会費及び建築士法第23条による建築士事務所登録を証する書類の写しを添えて入会を申込みます。

平成 年 月 日

(ふりがな)			
事務所の名称			
(ふりがな)			
代表者職氏名			印
事務所所在地	〒 TEL () FAX () E-mail : ホームページ :		
管理建築士	氏名 生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日		
構 成 員	1級 名	2級 名	木造 名

※ 協会から最新の情報を随時提供いたしますので、E-mailアドレスの記入をお願いいたします。

紹介者

会 員 氏 名	
事務所の名称	

※ 協会受付欄（記入しないでください。）

入 会 金	10,000円	受 付 印
ラ ン ク	A ・ B ・ C ・ D ・ E	
会 費	円	
計	円	

第2号様式



第3号様式



第4号様式

一般社団法人北海道建築士事務所協会 退 会 届

この度次の理由により退会いたしますので未納金及び会員章を添えて届出します。

退会理由

事務所所在地

事務所の名称

代表者氏名

印

平成 年 月 日

一般社団法人北海道建築士事務所協会 会長 様

第5号様式

平成 年 月 日

一般社団法人北海道建築士事務所協会 会長 様

申請者 所在地

名 称

代表者

印

正 会 員 証 明 書 発 行 申 請 書

次のとおり、一般社団法人北海道建築士事務所協会の正会員であることを証明
願います。

記

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
建築士事務所の開設者	
建築士事務所登録年月日	年 月 日
建築士事務所登録番号	() 北海道知事登録 () 第 号
証 明 書 の 数	通

第6号様式

正 会 員 証 明 書

次のとおり、一般社団法人北海道建築士事務所協会の正会員であることを証明します。

平成 年 月 日

一般社団法人北海道建築士事務所協会
会長

印

記

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
建築士事務所の開設者	
建築士事務所登録年月日	年 月 日
建築士事務所登録番号	() 北海道知事登録 () 第 号

別表第1

入 会 金 ・ 会 費

(単位：円)

区 分	金 額	本 部	支 部	摘 要	
入 会 金	10,000	—	10,000		
正 会 員	A	80,000	47,000	33,000	年度途中の入会者の会費は月割とする。 なお、本部会費については、入会した月の翌月から入会したものとみなす。
	B	60,000	35,200	24,800	
	C	40,000	23,500	16,500	
	D	30,000	17,600	12,400	
	E	25,000	14,600	10,400	
賛 助 会 員		—		各支部で決定	

ラ ン ク	区 分	摘 要
	一級建築士事務所	
A	構成員 一級建築士 5名以上	
B	” ” 3名及び4名	
C	” ” 1名及び2名	
	二級建築士事務所	
D	構成員 二級建築士 2名以上	
E	” ” 1名	
”	木造建築士事務所	

別表第5

「管理建築士講習」受講した会員の会費

(単位：円)

区 分	金 額	本 部	支 部	摘 要	
正 会 員	A	75,000	42,000	33,000	
	B	55,000	30,200	24,800	
	C	35,000	18,500	16,500	
	D	25,000	12,600	12,400	
	E	20,000	9,600	10,400	

備考 会員が、前年度に「管理建築士講習」を受講した場合において、当該年度に限り、この表を適用する。
なお、当該年度に新たに会員となった会員には、適用しない。

別表第2

委 員 会 業 務

委 員 会	業 務
総務委員会	1 協会事業の総合調整に関すること 2 会員の増強に関すること 3 定款、諸規程及び財務、会計に関すること 4 会議、行事等の企画運営に関すること 5 本部、支部の組織及び連絡調整に関すること 6 本部事務局の運営に関すること 7 会員の賞罰、慶弔に関すること（倫理委員会に属する事項を除く。） 8 会員の福利厚生に関すること 9 日事連及び北海道・東北ブロック協議会に関すること 10 官公庁、関係団体等で組織する委員会、協議会等の構成員に関すること 11 官公庁、関係団体等が組織する委員会、協議会等の委員等の推薦に関する こと 12 他の委員会に属さない事項に関すること
業務・技術 委 員 会	1 建築設計工事監理等の業務及び技術に関すること 2 建築士事務所の経営管理に関すること 3 建築士事務所の業務報酬に関すること 4 建築物の耐震診断等に関すること 5 建築設計競技に関すること 6 建築士事務所の登録業務等に関すること 7 建築基準法第12条に基づく定期報告業務に関すること 8 建築士法第23条の6に基づく設計等の業務報告に関すること 9 住宅金融支援機構適合証明技術者の登録等に関すること 10 災害時における技術的支援に関すること 11 建築士事務所賠償責任保険制度の推進に関すること 12 他の委員会に属さない業務・技術に関すること
広報委員会	1 会員等に対する広報に関すること 2 建築士事務所キャンペーンに関すること 3 会員名簿の調製及び会誌等の発刊に関すること 4 官公庁への建議等に関すること 5 内外の関係諸団体との交流に関すること
教育・情報 委 員 会	1 会員等に対する教育、情報提供に関すること 2 会員の業務に関わる法令に関すること 3 管理建築士講習及び建築士定期講習に関すること 4 建築士事務所の開設者に対する業務運営に関する研修及び所属建築士に対 する設計等の業務に関する研修等に関すること
指導委員会	1 建築士事務所の業務に関わる建築士事務所の開設者に対する指導、勧告等 の業務に関すること 2 建築士事務所の業務に対する建築主等からの苦情の解決に関すること 3 消費者からの建築に関わる相談調査等に関すること 4 建築相談調査会の運営に関すること 5 消費者等関係団体との連携に関すること 6 係争に関わる鑑定に関すること
倫理委員会	1 会員の懲戒に関すること
I T委員会	1 I T化の方針及び調査研究に関すること

別表第3

各 委 員 会 の 構 成 委 員

地 域 名	地 域 内 支 部 名	各委員会構成委員数
道 央	札幌、後志、小樽、空知	4名
道 南	函館、桧山、室蘭、苫小牧、日高	1名
道 北	旭川、名寄、留萌、宗谷	1名
道 東	十勝、釧路、根室	1名
オホーツク	網走、北見、紋別	1名

注) この表は、規則第8条各号の委員会ごと（原則として）に地域から選出する委員数である。

倫 理 委 員 会 構 成 委 員

構成委員は5名とし、会長が指名する副会長3名、当該地域の支部長1名、弁護士等の外部委員1名とする。

別表第4

支 部 名	総合振興局 及び振興局名	所 管 区 域		
		地 域 名	市 町 数	市 町 村 名
札 幌	石狩振興局	石狩地域の全部	8	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村
函 館	渡島総合振興局	渡島地域の全部	11	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町
檜 山	檜山振興局	檜山地域の全部	7	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町
後 志	後志総合振興局	後志地域の一部	19	島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
小 樽	後志総合振興局	後志地域の一部	1	小樽市
空 知	空知総合振興局	空知地域の全部	24	夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、
旭 川	上川総合振興局	上川地域の一部	16	旭川市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町
名 寄	上川総合振興局	上川地域の一部	7	士別市、名寄市、幌加内町、下川町、美深町、音威子府村、中川町
留 萌	留萌振興局	留萌地域の全部	8	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
宗 谷	宗谷総合振興局	宗谷地域の全部	10	稚内市、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町
網 走	ホーツ総合振興局	網走地域の一部	7	網走市、美幌町、斜里町、清里町、小清水町、佐呂間町、大空町
北 見	ホーツ総合振興局	網走地域の一部	4	北見市、津別町、訓子府町、置戸町
紋 別	ホーツ総合振興局	網走地域の一部	7	紋別市、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
室 蘭	胆振総合振興局	胆振地域の一部	6	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町
苫 小 牧	胆振総合振興局	胆振地域の一部	5	苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町
日 高	日高振興局	日高地域の全部	7	日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
十 勝	十勝総合振興局	十勝地域の全部	19	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
釧 路	釧路総合振興局	釧路地域の全部	8	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
根 室	根室振興局	根室地域の全部	5	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
19支部			179	

別表第4

支 部 名	総合振興局 及び振興局名	所 管 区 域		
		地 域 名	制 裁	市 町 村 名
札 幌	石狩振興局	石狩地域の全部	8	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村
函 館	渡島総合振興局	渡島地域の全部	11	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町
桧 山	檜山振興局	檜山地域の全部	7	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町
後 志	後志総合振興局	後志地域の一部	19	島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
小 樽	後志総合振興局	後志地域の一部	1	小樽市
空 知	空知総合振興局	空知地域の全部	24	夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、
旭 川	上川総合振興局	上川地域の一部	16	旭川市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町
名 寄	上川総合振興局	上川地域の一部	7	士別市、名寄市、幌加内町、下川町、美深町、音威子府村、中川町
留 萌	留萌振興局	留萌地域の全部	8	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
宗 谷	宗谷総合振興局	宗谷地域の全部	10	稚内市、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町
網 走	ホッパ総合振興局	網走地域の一部	7	網走市、美幌町、斜里町、清里町、小清水町、佐呂間町、大空町
北 見	ホッパ総合振興局	網走地域の一部	4	北見市、津別町、訓子府町、置戸町
紋 別	ホッパ総合振興局	網走地域の一部	7	紋別市、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
室 蘭	胆振総合振興局	胆振地域の一部	6	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町
苫小牧	胆振総合振興局	胆振地域の一部	5	苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町
日 高	日高振興局	日高地域の全部	7	日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
十 勝	十勝総合振興局	十勝地域の全部	19	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
釧 路	釧路総合振興局	釧路地域の全部	8	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
根 室	根室振興局	根室地域の全部	5	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
19支部			179	

8 一般社団法人北海道建築士事務所協会倫理規程

平成13年 3月 9日
改正 平成16年 3月12日
" 平成20年 3月13日
" 平成20年12月12日
" 平成24年 9月27日

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人北海道建築士事務所協会（以下「本会」という。）の正会員が保持すべき倫理を定めるものである。

(会員の使命)

第2条 正会員は、建築士事務所憲章に基づき建築士事務所として行う業務を通じて建築や環境が文化の形成に占める重要な意味を認識し、社会の健全な進歩と発展に寄与するとともに、その使命にふさわしい倫理を自覚し、その倫理を遵守して自らの行動を規律する社会的責任を負わなければならない。

(建築法令等の遵守)

第3条 正会員は、建築基準法、建築士法、建築関係法令及び本会の定款、規則等諸規程を遵守しなければならない。

(業務の誠実な遂行)

第4条 正会員は、依頼者の要請が公共又は利用者の利益に反しないよう誠実に業務を遂行しなければならない。

(違法行為の拒否)

第5条 正会員は、法令違反にあたる行為をしてはならない。これは依頼者の要請があった場合においても同様とする。

(秘密の保持)

第6条 正会員は、依頼者について業務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は利用してはならない。

(自己の研鑽)

第7条 正会員は、常に高潔な品性を保持し、自己の研鑽に努め、公益の立場に立って最善を尽くさなければならない。

(不正行為等による業務受託の禁止)

第8条 正会員は、不正な行為、信頼を損なう方法又は誇大な宣伝によって業務を受託してはならない。

(適正な報酬)

第9条 正会員は、委託された業務内容に責任を持ち、適正・妥当な報酬について依頼者に正しい理解と評価を得るよう努めなければならない。

(利益供与の禁止)

第10条 正会員は、業務に関連する工事施工者等から贈与又は無償の援助を受けてはならない。

(懲戒規程との関係)

第11条 この規程に反した正会員は、別に定める懲戒規程の対象となる。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行う。

附 則

この規程は、一般社団法人の設立の登記の日（平成25年1月4日）から施行する。

9 一般社団法人北海道建築士事務所協会定懲戒規程

平成13年 3月 9日
改正 平成16年 3月12日
" 平成20年 3月13日
" 平成20年12月12日
" 平成24年 9月27日

(目的)

第1条 一般社団法人北海道建築士事務所協会（以下「本会」という。）は、正会員が行う業務に係る不正行為及び不適切な行為に厳正に対処するため、本規程を定めるものである。

(懲戒事由及び懲戒権者)

第2条 正会員は、次の事項に該当する行為があったときは懲戒の対象とする。

- (1) 建築士法、建築基準法等建築関係法令に違反し、行政上の処分を受けたとき
 - (2) 本会の定款若しくは倫理規程に違反したとき
 - (3) 本会の秩序を乱し、又は信用を失墜する行為があったとき
 - (4) 建築士事務所業務に関する苦情対象事務所として誠実な対応を怠ったとき
- 2 懲戒は、理事会の議決に基づいて行う。ただし、除名については、総会の議決に基づくものとする。

(懲戒の種類)

第3条 懲戒は、次の4種とする。

- (1) 文書注意
- (2) 会員の資格停止
- (3) 退会勧告
- (4) 除名

(公表)

第4条 本規程により処分を受けた者に対して、その内容が書面で通知され、処分が確定した後、会報等でその内容を公表することができる。

(懲戒の調査及び通知)

- 第5条 会長は、正会員が行った行為に、懲戒の事由があると思料するときは、速やかに倫理委員会にその調査をさせなければならない。
- 2 倫理委員会は、調査を求められたときは、速やかに調査の期日を定め、調査を受ける正会員にその旨を通知しなければならない。
 - 3 前項による通知を受けた正会員は、調査期日に指定された場所に出向き、調査を受けなければならない。
 - 4 倫理委員会は、調査に関し必要があるときは、当事者及び関係者に対して、説明又は資料の提出を求めることができる。
 - 5 倫理委員会は、第3項及び前項による調査の結果に関する報告書を速やかに会長に提出する。この場合、懲戒処分が妥当と思料したときは、その懲戒の種類を記するものとする。
 - 6 理事会は、倫理委員会が行った調査報告書に基づいて審議するとともに、対象となる正会員に弁明の機会を与えなければならない。
 - 7 理事会は、正会員を懲戒することが相当と認めたときは、速やかにその内容を書面により懲戒対象となる正会員に通知しなければならない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行う。

附 則

この規程は、一般社団法人の設立の登記の日（平成25年1月4日）日から施行する。

10 一般社団法人北海道建築士事務所協会褒賞規程

平成15年 3月13日
改正 平成16年 3月12日
" 平成20年 3月13日
" 平成24年 9月27日

(目的)

第1条 定款第5条第11号の規定に基づき、一般社団法人北海道建築士事務所協会（以下「本会」という。）の発展に特に功績・功労のあった者及び団体に対する褒賞及び表彰（感謝状を含む。以下「褒賞等」という。）に関し、必要な事項を定める。

(褒賞等の種類)

第2条 この規程に定める褒賞等は、次のとおりとする。

- (1) 国が授与する叙勲・褒賞
- (2) 国土交通大臣が授与する建設事業関係功労者等表彰
- (3) 北海道が授与する北海道社会貢献賞
- (4) 社団法人日本建築士事務所協会連合会（以下「日事連」という。）が授与する功労者・団体表彰
- (5) その他、関係団体等が授与する表彰
- (6) 本会が授与する永年勤続等表彰

(褒賞等候補者の選考基準)

第3条 褒賞等候補者の選考基準は、前条第1号から第5号までにあつては、当該授与者が定める基準とする。

ただし、第4号に定める日事連表彰のうち、日事連、単体会の運営に関して著しい功績・功労のあった者については、原則として年齢60歳以上で本部理事10年以上在任した者を候補者の対象とする。

- 2 前条第6号に定める本会が授与する永年勤続等表彰の候補者選考基準は、次の各号による。ただし、建築士法並びに本会定款及び規則に違反する行為のあった者及び団体には適用しない。
 - (1) 本会定款第24条に定める本部役員及び本会規則第14条に定める支部役員として、通算20年以上その職にあった者
 - (2) 支部の運営及び事業等に関し顕著な功績を挙げ、本会の発展に寄与した支部
 - (3) その他、特に本会の発展に功績顕著と認められる個人及び団体

(褒賞等候補者の選考)

第4条 翌年度の褒賞等候補者選考は、前条各項に定める選考基準に該当する者及び団体から、会長又は支部長の推薦により総務委員会に諮り、毎年12月、理事会で決定する。

- 2 臨時的又は緊急的事由などにより、前項による選考が困難な場合にあつては、総務委員長と協議し、会長が褒賞等候補者を決定することができる。
- 3 前項の規定により褒賞等候補者を決定したとき、会長は、直近の理事会において決定までの経過等を報告しなければならない。

(褒賞等の時期及び方法)

第5条 第2条第1号から第5号までに定める褒賞等にあつては、授与者が定める時期及び方法とする。

- 2 第2条第6号に定める本会が授与する永年勤続等表彰は、毎年3月の通常総会において行う。ただし、必要に応じ創立記念事業式典において行うことができる。
- 3 前項の表彰は、賞状に記念品を添えて行う。
- 4 第2項に定める表彰において、被表彰者が死亡したときは、遺族に贈る。

(規程の改廃)

第6条 この規程は、理事会の承認を得て改廃する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年3月13日から施行する。
- 2 会員の表彰規程（平成4年4月1日）は廃止する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人の設立の登記の日（平成25年1月4日）から施行する。

11 一般社団法人北海道建築士事務所協会正会員慶弔規程

昭和59年11月 1日
改正 平成16年 3月12日
" 平成20年 3月13日
" 平成24年 9月27日

正会員の慶事及び弔事にかかる贈呈金額基準を次のとおり定める。

慶 事

1	叙 勲 受 章	50,000円
2	褒 賞 受 章	50,000円
3	大 臣 表 彰	30,000円

弔 事

1	正 会 員 死 亡	香料10,000円、供花、弔電
2	正会員配偶者死亡	弔電
3	正会員の両親死亡（同居又はこれに準ずる者）	弔電

慶事及び弔事について、特別の事情があると認めるときは、会長が別に定める。

この規程は、一般社団法人の設立の登記の日（平成25年1月4日）から施行する。

一般社団法人北海道建築士事務所協会事務局職員の弔事に関わる内規

制定 平成21年 9月 1日
改正 平成24年 9月27日

事務局職員の弔事に関わる対応は、次のとおりとする。
ただし、この内規により難しいときは、会長が別に定める。

1 事由

- (1) 職員の死亡
- (2) 職員の配偶者及び子の死亡
- (3) 職員の父母及び配偶者の父母の死亡

2 対応

弔電、供花及び香料(10,000円)をおくる。

この内規は、平成21年9月1日から施行する。

この規程は、一般社団法人の設立の登記の日（平成25年1月4日）から施行する。